建設工事における低入札調査基準価格の見直しについて

<u>平成29年4月1日以降に指名通知又は公告を行う</u>建設工事に係る入札から低入札調査基準価格の算入率を、次のとおり見直します。

<見直しの内容>

○調査基準価格の改正

改正前(~H29.3.31)

①直接工事費 95%

- ②共通仮設費 90%
- ③現場管理費 90%
- ④一般管理費等 55%

合計額=調查基準価格

※合計額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10の額を、9/10を超える場合は9/10を調査基準価格とする。



改正後(H29.4.1~)

①直接工事費 97%

- ②共通仮設費 90%
- ③現場管理費 90%
- ④一般管理費等 55%

合計額=調查基準価格

※合計額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10の額を、9/10を超える場合は9/10を調査基準価格とする。

<問合せ先> 富山県土木部管理課入札・契約係 TEL 076-444-3309